

安平町における災害時の協力に関する協定

安平町（以下「甲」という。）と学リズム学園（以下「乙」という。）は、安平町内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急処理事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下これらを「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して町民の生命、身体及び財産を守るため連携した応急対策に関する事項における安平町役場職員の活動支援並びに平常時における連絡体制等の構築に関する事項を定めるため、この協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害時において甲と乙が相互に協力して町民の生命、身体及び財産を守るために連携して応急対策活動を行う安平町役場職員が、災害時に迅速に対応するため平常時から情報連絡網及び協力実施体制の整備に係る協力内容を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 乙が大規模災害時等において協力して実施する内容は、次に掲げるとおりとする。

（1）災害時において安平町役場職員が応急対策活動を行っている場合の協力内容

ア 子ども園開園による幼児児童の保育協力

（2）平常時の協力内容

ア 情報連絡網の構築・共有

イ 協力実施体制の構築・共有

（3）その他必要と認める事項

2 乙は、前項第1号に規定する協力内容の実施に当たっては、甲の要請に基づき行うものとする。

3 甲及び乙は、第1項第2号ア及びイに規定する協力内容を履行するため、甲及び乙がそれぞれ個別の情報連絡網及び協力実施体制を定めた場合は、個人情報の保護に配慮しつつ、相互に共有しなければならない。この場合において、乙は、災害時等の協力を行う上で必要となる乙の職員以外の関連情報についても可能な限り整備するものとする。

（要請）

第3条 甲は、災害時に前条第1項第1号に規定する乙の協力が必要であると認めるときは、

必要な事項を記載した書面により、乙に対し子ども園開園の実施を要請するものとする。
ただし、書面による時間的余裕がない場合は、口頭により乙又は乙の職員に直接要請を行うことができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な限りこれに協力するものとする。

(乙の職員に対する通知)

第4条 乙は、甲から前条第1項の規定により協力の要請があった場合には、直ちに乙の職員に対し、その旨を伝達するものとする。

(協力に係る活動経費)

第5条 甲の協力の要請により乙が行った第2条第1項第1号に規定する子ども園開園による幼児児童の保育協力に要する経費（以下「保育協力経費」という。）は、甲の負担とする。

2 保育協力経費の額は、当該子ども園開園による幼児児童の保育協力の内容に応じ、甲及び乙が協議して定めるものとする。

3 乙は、前項の定めによる保育協力経費を別に定める請求書により甲に請求するものとする。

(第三者等に対する損害)

第6条 乙が、子ども園開園による幼児児童の保育協力の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき理由によるものを除き、甲並びに乙が協議してその賠償をするものとする。

(連絡体制の確立)

第7条 乙は、平常時より災害時において甲の要請に即応するため、乙の職員に対する連絡体制の確立に努めるものとする。

(情報交換等)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

(有効期限)

第9条 この協定に期間は、締結の日から平成31年3月31日までの間とし、双方の申し

出がない限り、毎年度更新するものとする。

(細目協定)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項については、甲乙間で別に細目協定を締結することができるものとする。

(その他)

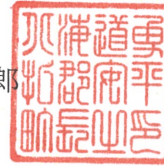
第11条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成31年 1月 9日

甲 北海道勇払郡安平町早来大町95番地

安平町長 及 川 秀一郎



乙 北海道恵庭市大町4丁目1番11号

学校法人 リズム学園

理事長 押 見 俊 哉



「安平町における災害時の協力に関する協定書」細目

1. 趣旨

本細目は、安平町（以下「甲」という。）と学リズム学園（以下「乙」という。）が締結している「安平町における災害時の協力に関する協定書」に基づき、子ども園開園による幼児児童の保育協力を要する経費及び連絡先について定めるものである。
また必要に応じて順次修正をおこなうものとする。

2. 詳細

施設名称	詳細	経費負担
はやきた子ども園	子ども園開園による幼児児童の保育協力を要する経費	別途協議

3. 甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先 1	総務課 災害対策本部	住所：勇払郡安平町早来大町 95 電話：0145-22-2511 FAX：0145-22-2026
	連絡先 2	総務課 総務課長 災害対策本部 事務局長 (田中一省)	住所：勇払郡安平町早来大町 95 電話：090-7054-9976 FAX：0145-22-2026
乙	連絡先 1	学校法人 リズム学園 理事長 押見俊哉	住所：恵庭市大町 4 丁目 1 番 11 号 電話：0123-33-2541 FAX：0123-33-2543
	連絡先 2	はやきた子ども園 学園長 井内 聖	住所：安平町早来大町 156 番地 1 電話：0145-22-2510 FAX：0145-22-2247

以上

平成 年 月 日

北海道恵庭市大町4丁目1番11号
学校法人 リズム学園
理事長 押見 俊 哉 様

安平町長 及 川 秀一郎

子ども園開園による幼児児童の保育協力要請書

「安平町における災害時の協力に関する協定書」第2条第2項の規定に基づき、
下記のとおり安平町役場職員の活動支援のため「はやきた子ども園」開園による幼
児児童の保育協力の実施を要請します。

記

番号	開園実施要請日	安平町職員氏名	幼児・児童名	年齢・学年	備考

<連絡担当者>

住所 勇払郡安平町早来大町 95
部署名 災害対策本部 事務局
電話 0145-22-2511
FAX 0145-22-2026

平成 年 月 日

安平町長 様

北海道恵庭市大町4丁目1番11号

学校法人 リズム学園

理事長 押見 俊 哉

子ども園開園による幼児児童の保育協力実施報告書

「安平町における災害時の協力に関する協定書」第2条第2項の規定に基づき、平成 年 月 日で要請を受けた件について、下記のとおり安平町役場職員の活動支援のため「はやきた子ども園」開園による幼児児童の保育協力の実施をしたので報告します。

記

番号	開園実施日	幼児・児童名	安平町職員氏名	年齢・学年	備考

<記入者> _____

<確認者:災害対策本部> _____

平成 年 月 日

安平町長 様

北海道恵庭市大町4丁目1番11号

学校法人 リズム学園

理事長 押見 俊 哉

子ども園開園による幼児児童の保育協力の伴う費用負担について

「安平町における災害時の協力に関する協定書」第5条第3項の規定に基づき、
平成 年 月 日で実施した安平町役場職員の活動支援のため「はやきた子ども園」開園による幼児児童の保育協力における費用を下記のとおり請求します。

記

請求額 _____ 円(税込)

内訳

安平町役場職員の活動支援のため「はやきた子ども園」
開園による幼児児童の保育協力にかかる一式

問合せ:

平成 年 月 日

安平町長 様

北海道恵庭市大町4丁目1番11号

学校法人 リズム学園

理事長 押見 俊 哉

子ども園開園による幼児児童の保育協力に伴う費用負担について

「安平町における災害時の協力に関する協定書」第5条第3項の規定に基づき、
平成 年 月 日で実施した安平町役場職員の活動支援のため「はやきた子ども園」開園による幼児児童の保育協力における費用を下記のとおり請求します。

記

請求額 _____ 円(税込)

内訳

安平町役場職員の活動支援のため「はやきた子ども園」
開園による幼児児童の保育協力にかかる一式

問合せ: